

令和7年度（2025年度）熊本県環境月間実施要領

1 目的

国においては、今年度も、環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間を「環境月間」として設定し、全国各地で様々な行事を実施される予定です。

本県でも、例年同様、6月を「熊本県環境月間」、6月第1日曜日を「熊本県民環境美化行動の日」と定め、様々な取組みを行うことで、県民一人ひとりの環境問題への理解促進、日々の暮らしの中での環境保全行動の促進を図ります。

2 実施期間

熊本県環境月間：6月1日（日）～30日（月）

熊本県民環境美化行動の日：6月1日（日）

3 実施団体

県、市町村、NPO・環境団体、県民等

4 環境月間における取組み

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨を踏まえた取組み等を集中的に実施し、県民への意識啓発及び機運醸成を図ります。

令和7年度においては、地球温暖化や気候変動の現状、環境保全に関する取組みの周知等を重点的に取り組むこととします。

<具体的な取組み例>

重点

- ・地球温暖化や気候変動の現状、環境保全に関する取組みの周知・理解促進
- ・「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」に向けた取組促進

県では、令和4年3月に、地球温暖化問題を分かりやすく解説した「くまもとゼロカーボン行動ブック」を作成しています。環境月間における取組みとして、市町村・団体広報誌、ホームページを活用した行動ブックの周知等に是非御協力いただきますようお願いします。

- ・一斉清掃活動（河川や海岸を含む。）
- ・自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・講演会、シンポジウムなどの開催や、SNS等を活用した情報発信の強化による意識の啓発
- ・展示会や説明会による知識の普及
- ・脱炭素ライフスタイル実践行動の促進（省エネ機器導入、節電、太陽光発電導入等）
- ・リデュース・リユース・リサイクルの取組促進
- ・廃食油の回収
- ・食品ロス削減に向けた取組み促進
- ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・環境保全への貢献に関する表彰
- ・熱中症予防のための普及啓発活動